

高知県貸金業行政処分要領案（別表）

（別表）

業務停止の量定区分

●業務停止期間を150日とする処分事項

- ・法第6条第1項第14号から第16号まで規定のいずれかに違反
- ・法第12条の8（第6項、第7項を除く）の規定に違反（※注1）
- ・法第24条の6の4第1項第2号から12号までの規定のいずれかに違反

●業務停止期間を90日とする処分事項

- ・法第4条の規定に違反
- ・法第11条第3項の規定に違反
- ・法第12条の2の規定に違反
- ・法第21条第1項の規定に違反（※注2）
- ・法第41条の38の規定に違反

●業務停止期間を60日とする処分事項

- ・法第6条第1項第13号の規定に違反
- ・法第12条の6の規定に違反
- ・法第12条の7の規定に違反（※注2）
- ・法第13条第1項の規定に違反
- ・法第13条第2項の規定に違反（※注3）
- ・法第13条の2の規定に違反
- ・法第13条の3第1項又は第2項のいずれかの規定に違反
- ・法第13条の4の規定に違反
- ・法第15条の規定に違反
- ・法第16条第1項の規定に違反
- ・法第16条の2第1項から第3項までの規定に違反（※注2）
- ・法第16条の3の規定に違反（※注2）
- ・法第17条（第6項、第7項を除く）の規定に違反（※注2）
- ・法第18条第1項の規定に違反（※注2）
- ・法第20条の規定に違反（※注2）
- ・法第20条の2の規定に違反（※注2）
- ・法第24条第3項の規定に違反
- ・法第24条の2第3項の規定に違反
- ・法第24条の3第3項の規定に違反
- ・法第24条の6の3の規定に違反
- ・法第24条の6の4第2項の規定に違反
- ・法第24条の6の9の規定に違反
- ・法第24条の6の10第1項から第4項までの規定に違反（※注2）
- ・法第24条の6の11第3項または第4項のいずれかの規定に違反

- ・法第 4 1 条の 3 5 の規定に違反
- ・法第 4 1 条の 3 6 第 1 項又は第 2 項のいずれかの規定に違反

●業務停止期間を 4 5 日とする処分事項

- ・法第 1 2 条の 3 第 1 項又は第 4 項のいずれかの規定に違反
- ・法第 1 2 条の 4 第 1 項の規定に違反
- ・法第 1 3 条第 3 項又は第 4 項のいずれかの規定に違反（※注 3）
- ・法第 1 3 条の 3 第 3 項又は第 4 項のいずれかの規定に違反
- ・法第 1 4 条の規定に違反
- ・法第 1 9 条の規定に違反
- ・法第 1 9 条の 2 の規定に違反
- ・法第 2 1 条第 2 項の規定に違反
- ・法第 2 1 条第 3 項の規定に違反（※注 2）
- ・法第 2 3 条の規定に違反
- ・法第 2 4 条第 1 項の規定に違反（※注 4）
- ・法第 2 4 条の 2 第 1 項の規定に違反
- ・法第 2 4 条の 3 第 1 項の規定に違反
- ・法第 2 4 条の 4 第 1 項の規定に違反（※注 5）
- ・法第 2 4 条の 5 第 1 項の規定に違反（※注 6）
- ・法第 3 7 条第 8 項の規定に違反

●業務停止期間を 3 0 日とする処分事項

- ・法第 8 条第 1 項又は第 3 項のいずれかの規定に違反
- ・法第 1 0 条第 1 項の規定に違反
- ・法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定に違反
- ・法第 2 4 条の 6 の 2 の規定に違反

●業務停止期間を 1 5 日とする処分事項

- ・法第 1 2 条の 8 第 6 項又は第 7 項のいずれかの規定に違反
- ・法第 1 6 条第 2 項から第 4 項までのいずれかの規定に違反
- ・法第 2 5 条第 5 項の規定に違反
- ・法第 4 1 条の 3 6 第 3 項の規定に違反
- ・法第 4 1 条の 3 7 の規定に違反

（※注 1）法第 2 4 条の 6 の 4 第 1 項第 1 2 号に該当する場合を除く。

（※注 2）法第 2 4 条第 2 項、法第 2 4 条の 2 第 2 項、法第 2 4 条の 3 第 2 項、
法第 2 4 条の 4 第 2 項及び法第 2 4 条の 5 第 2 項で準用する場合を含む。

（※注 3）法第 1 3 条第 5 項で準用する場合を含む。

（※注 4）法第 2 4 条第 2 項で準用する場合を含む。

（※注 5）法第 2 4 条の 4 第 2 項で準用する場合を含む。

（※注 6）法第 2 4 条の 5 第 2 項で準用する場合を含む。